



控 訴 状



2018年(平成30)年10月3日

大阪高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士	井 上	善 雄	
同	豊 島	達 哉	
同	西 川	満 喜	

当事者目録

別紙のとおり

大東市灰塚配水ポンプ室談合損害賠償等請求控訴事件 (住民訴訟)

訴訟物の価額 金 160万円 (算定不能)

貼用印紙額 金1万9500円

上記当事者間の大阪地方裁判所平成28年(行ウ)第84号大東市灰塚配水ポンプ室談合損害賠償等請求控訴事件(住民訴訟)について、平成30年9月20日に言い渡された下記判決は、不服であるから控訴を提起する。

原 判 決 の 表 示

主 文

- 1 本件訴えのうち、次の各部分を却下する。
 - (1) 被告が松本剛に対し損害賠償金の支払い請求を怠ることが違法であることの確認を求める部分並びに被告に松本剛に対する上記損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払請求をすることを求める部分（後記事実及び理由第2の1記載の請求3から6までに係る部分）
 - (2) 株式会社三住建設が工事全体の費用を積算した金額で入札に参加し、落札するに至ったのに、請負契約及びこれを変更する契約を締結したことにより、上記工事のうち一部の工事の費用を上乗せした請負代金の支払を受けたという一連の不法行為により、大東市が不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、被告が株式会社三住建設に対し損害賠償金の支払請求を怠ることが違法であることの確認を求める部分並びに被告に株式会社三住建設に対する上記損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払請求をすることを求める部分（後記事実及び理由第2の1記載の請求7及び8に係る部分）
- 2 原告らその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用及び補助参加によって生じた訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

省 略

控 訴 の 趣 旨

- 1 原判決を取り消す
- 2 被控訴人が、松本剛、株式会社三住建設、被控訴人補助参加人株式会社新田工務店、岡本建設株式会社及び富田建設株式会社に対し、それぞれ2541万2832円の支払請求を怠ることが違法であることを確認する。
- 3 被控訴人は、松本剛、株式会社三住建設、被控訴人補助参加人株式会社新田工務店、岡本建設株式会社及び富田建設株式会社に対し、それぞれ2541万2832円及びこれに対する平成28年4月5日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 4 被控訴人が、松本剛及び株式会社三住建設に対し、それぞれ2541万2832円の支払請求を怠ることが違法であることを確認する。
- 5 被控訴人は、松本剛及び株式会社三住建設に対し、それぞれ2541万2832円及びこれに対する平成28年4月5日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 6 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とするとの判決を求める。

控 訴 の 理 由

追って主張する。

添 付 書 類

- | | |
|---------|-----|
| 1 訴訟委任状 | 1 通 |
|---------|-----|

当 事 者 目 録

- 〒574-0024 大阪府大東市泉町二丁目7番18号
控訴人 光 城 敏 雄
- 〒574-0024 大阪府大東市泉町二丁目7番18号
控訴人 光 城 民 雄
- 〒541-0041 大阪市中央区北浜一丁目2番2号 北浜プロボノビル
平和法律事務所
上記控訴人ら訴訟代理人
弁護士 井 上 善 雄
- 〒596-0053 大阪府岸和田市沼町13番21号 双陽社ビル
弁護士法人阪南合同法律事務所
上記控訴人ら訴訟代理人
弁護士 豊 島 達 哉
- 〒530-0047 大阪市北区西天満四丁目7番1号 北ビル1号館602号
大阪共同法律事務所（送達場所）
電 話 06-6362-9615
FAX 06-6362-5143
上記控訴人ら訴訟代理人
弁護士 西 川 満 喜

〒574-0074 大阪府大東市谷川一丁目1番1号

被控訴人 大東市水道事業管理者職務代理者

松本 剛

〒574-0044 大阪府大東市諸福5丁目14番2号

補助参加人 株式会社新田工務店

代表者代表取締役 新田 正彦